

【説明】第2次八尾市地域就労支援基本計画からの大きな変更点、留意事項等

1 表紙サブタイトル

- 現在、地域就労支援基本計画推進委員（以下「推進委員」という、）に対し、タイトル案について照会中です。

2 目次

- 現在の内容に基づき暫定的に作成しており、記載内容が最終的に決定された際に、改めて調整します。

3 第1章2(3)計画の対象者(P3)

- ③において「中高年齢者」としていたところ、「高年齢者及び中高年齢者」としています（正式な定義としては、「中高年齢者」に「高年齢者」も含まれるものの、「中高年齢者」という表現を用いた際に、40代～50代の方を想起させることから、あえてこのような表現にしています）。
- ⑦に制度の狭間に該当する方や社会的少数派を追記しています。

4 第1章3(1)基本理念(P4)

- 推進委員の意見を反映し、大きく変更しています。

5 第1章3(2)計画の基本方針(P5)

- 基本方針を大きく変更しています。

6 第2章1本市における雇用・就労の状況(P8～10)

- 平成27年の状況をもとに記載内容を変更しています。

7 第2章2就労困難者等をめぐる現況等(P11～21)

- 第2次基本計画においては、各就労困難者等に関する表を掲載していましたが、第2次基本計画の第2章の6「就労困難者等をめぐる現況」を合わせて記載しています。
- 「(3)高年齢者及び中高年齢者」(P14～)に「表9 高年齢者の雇用状況」を追記しています。
- 「(6)生活習慣、健康や家族などの問題のため働くことが困難な状況にある方」(P18～)「(7)さまざまな制度の狭間に該当することや社会的少数派であることにより、適切な支援を受けることができず働くことが困難な状況にある方」(P19～)を追記しています。

- 8 第2章3 就労困難者等に関する本市における計画などの概要(P22~32)
  - 各計画を最新の計画に更新しています。
  - 「(5)第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(P28)を追記しています。
  - 「(6)八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」(P29)は人権政策課において現在作成中です。
  
- 9 第2章4 本市における就労支援施策(P33~34)
  - 第2次基本計画においては、主要な取り組みを記載していましたが、「主要」の定義がないことから、各担当課の所掌する地域就労支援に係る事業をすべて記載しています。
  
- 10 第2章5 第2次八尾市地域就労支援基本計画の総括(P35~42)
  - 評価にあたっては各課において平成26年度から令和2年度まで実施してきた事業に係る評価を、A=75点、B=50点、C=25点、D=0点として合計・平均し、その点数によりA~Dの評価をしています。
  
- 11 第3章2 地域就労支援事業の推進体制(P49~53)
  - 「(2)八尾市無料職業紹介所及び八尾市パーソナル・サポートセンターとの連携」(P51~52)を項目立てて記載し、イメージ図を掲載しています。
  
- 12 第3章3 地域就労支援事業の施策体系(P54~63)
  - 「(2)就労阻害要因の類型化と施策の基本方針」(P54)において、改めて就労阻害要因を整理し、記載しています。
  - 第2次基本計画においては、「就労阻害要因-基本方針-具体的展開メニュー」が1セットで記載されていましたが、具体的展開メニューについては、必ずしも1つの就労阻害要因の解消・克服のみに資するというものではなく、複数の阻害要因に対応することから、まず「就労阻害要因-基本方針」(P55~57)を記載し、その後、各具体的施策がどの就労阻害要因の解消・克服に資するものであるかを明記する方式に変更しています(P57~63)。
  
- 13 その他
  - 読みやすいように、字体を変更しています。